

令和4年11月30日招集

陸前高田市議会定例会提出議案

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案

番 号	件 名
議 案 第 1 号	23災1170号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事の変更請負契約締結について
議 案 第 2 号	陸前高田市民文化会館の指定管理者の指定について
議 案 第 3 号	陸前高田市営農拠点施設の指定管理者の指定について
議 案 第 4 号	陸前高田市まちなか交流広場の指定管理者の指定について
議 案 第 5 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議 案 第 6 号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 7 号	陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議 案 第 8 号	陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議 案 第 9 号	陸前高田市体育交流施設条例の一部を改正する条例
議 案 第 10 号	陸前高田市個人情報保護法施行条例
議 案 第 11 号	陸前高田市定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例
議 案 第 12 号	陸前高田市森林環境譲与税基金条例
議 案 第 13 号	令和4年度陸前高田市一般会計補正予算（第5号）
議 案 第 14 号	令和4年度陸前高田市一般会計補正予算（第6号）

番 号	件 名
議 案 第 15 号	令和 4 年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議 案 第 16 号	令和 4 年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 17 号	令和 4 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議 案 第 18 号	令和 4 年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 19 号	令和 4 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議 案 第 20 号	令和 4 年度陸前高田市水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 号

23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事の変更請負契約締結について

令和 4 年 2 月 24 日に契約の変更に関し議会の議決を得た 23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事について、請負契約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事
- 2 工 事 場 所 陸前高田市気仙町字神崎地内ほか
- 3 請 負 者 陸前高田市横田町字志田実 3 番地 11

株式会社長谷川建設

代表取締役社長 長谷川 順 一

4 変 更 内 容

項 目	変 更 前	変 更 後
契約金額	2, 459, 384, 060 円	2, 489, 624, 160 円

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとして提案するものである。

(議案第 1 号説明資料)

23 災 1170 号市道詔石線詔石橋橋梁災害復旧工事変更概要

工事変更内容

市道今泉下矢作線における盛土工に伴う水道管本設等による仮設工の増

議案第 2 号

陸前高田市民文化会館の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
陸前高田市民文化 会館	東京都千代田区外神田二丁目 18 番 8 号 株式会社共立メンテナンス 代表取締役 中 村 幸 治	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市民文化会館の指定管理者を指定しようとして提案するものである。

陸前高田市民文化会館指定管理の概要

1 施設の概要

(1) 施設名

陸前高田市民文化会館

(2) 所在地

陸前高田市高田町字館の沖 3 0 2 番地 3

(3) 施設規模等

ア 建築構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び木造 3 階建

イ 延床面積

3, 5 9 1 . 0 0 m²

ウ 施設内容

ホール、楽屋、和室、練習室、実習室、ホワイエ、デッキ、中庭等

2 指定管理者候補者の概要

(1) 団体名

株式会社共立メンテナンス

(2) 代表者名

代表取締役 中 村 幸 治

(3) 所在地

東京都千代田区外神田二丁目 1 8 番 8 号

(4) 設立年月日

昭和 5 4 年 9 月 2 7 日

(5) 主な事業内容

ホテル等の経営、指定管理者制度に基づく公の施設の管理運営業務、地方自治体が所有する施設の総合管理業務、エネルギーコスト削減のための設備機器に関するコンサルタント業務等

3 指定管理者の主な業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

ア 施設の利用許可等

イ 利用料金の設定、収納、減免等

(2) 建物、設備等の維持管理に関する業務

建物、設備等の管理、清掃、修繕、点検等

(3) 市民文化会館の利用促進に関する業務

(4) 芸術文化活動及び生涯学習活動の推進に関する業務

4 その他

本施設は、利用料金制及び指定管理料による管理とする。

議案第 3 号

陸前高田市営農拠点施設の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
陸前高田市営農拠点 施設	大船渡市大船渡町字茶屋前 1 6 7 番地 4 大船渡市農業協同組合 代表理事組合長 猪 股 岩 夫	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市営農拠点施設の指定管理者を指定しようとして提案するものである。

陸前高田市営農拠点施設指定管理の概要

1 施設の概要

(1) 施設名

陸前高田市営農拠点施設

(2) 所在地

陸前高田市米崎町字川崎 2 3 8 番地 1 ほか

(3) 施設規模等

施設の名称	建築構造	延床面積	施設内容
陸前高田市総合 営農指導センター	鉄骨造 2 階建	9 8 5 . 9 2 m ²	会議室、研修室、 土壌分析室、放射 能測定室、事務室
陸前高田市果樹 野菜集出荷セン ター	鉄骨造一部 2 階建	1 , 8 2 2 . 0 0 m ²	重量選果機、内部 品質センサー、予 冷库（原料用・製 品用）、事務室
陸前高田市ライ スセンター	鉄骨造平屋建	5 1 9 . 7 0 m ²	乾燥機 7 基（5 0 石 5 基、3 0 石 2 基）、粃摺り機、 選別機、計量機、 事務室

2 指定管理者候補者の概要

(1) 団体名

大船渡市農業協同組合

(2) 代表者名

代表理事組合長 猪 股 岩 夫

(3) 所在地

大船渡市大船渡町字茶屋前 1 6 7 番地 4

(4) 設立年月日

昭和41年2月28日

(5) 主な事業内容

営農指導事業、販売事業、共済事業、購買事業等

3 指定管理者の主な業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

ア 施設の利用許可等

イ 利用料金の設定、収納、減免等

(2) 建物、設備等の維持管理に関する業務

建物、設備等の管理、清掃、修繕、点検等

4 その他

本施設は、利用料金制による管理とする。ただし、陸前高田市総合営農指導センターは、利用料金制及び指定管理料による管理とする。

議案第 4 号

陸前高田市まちなか交流広場の指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
陸前高田市まちなか 交流広場	陸前高田市高田町字馬場前 3 0 1 番地 5 陸前高田ほんまる株式会社 代表取締役 磐 井 正 篤	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市まちなか交流広場の指定管理者を指定しようとして提案するものである。

陸前高田市まちなか交流広場指定管理の概要

1 施設の概要

(1) 施設名

陸前高田市まちなか交流広場

(2) 所在地

陸前高田市高田町字大町 1 0 5 番地ほか

(3) 施設規模等

施設の名称	敷地面積	施設内容
まちなか広場	3, 7 1 9.2 7 m ²	交流施設、あずまや、大型遊具、健康遊具、トイレ等
多目的広場	1 2, 6 9 5.0 0 m ²	駐車場

2 指定管理者候補者の概要

(1) 団体名

陸前高田ほんまる株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 磐 井 正 篤

(3) 所在地

陸前高田市高田町字馬場前 3 0 1 番地 5

(4) 設立年月日

令和元年 6 月 7 日

(5) 主な事業内容

イベントの企画、開催及び運営に関する事業並びに市営の公園、商業施設等の設備管理に関する事業等

3 指定管理者の主な業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

ア 施設の利用許可等

イ 利用料金の設定、収納、減免等

(2) 建物、設備等の維持管理に関する業務

建物、設備等の管理、清掃、修繕、点検等

(3) まちなか交流広場の利用促進に関する業務

4 その他

本施設は、利用料金制及び指定管理料による管理とする。

議案第 5 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(陸前高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 陸前高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。第5条において同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 、、、(略)	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。第5条において同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 陸前高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(職員の派遣) 第2条 、、、(略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。</u>） (2) 、、、(略) (3) 地方公務員法 _____ _____第22条に規定する条件付採用になっている職員 (4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員	(職員の派遣) 第2条 、、、(略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 _____ _____ _____ (2) 、、、(略) (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員 (4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (5) <u>職員の定年等に関する条例第8条の規定</u>

(5) \ \ \ (略) 3 \ \ \ (略)	<u>に基づき地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</u> (6) \ \ \ (略) 3 \ \ \ (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(1週間の勤務時間) 第2条 \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略) 3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u> の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4及び5 \ \ \ (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）については日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 \ \ \ (略)	(1週間の勤務時間) 第2条 \ \ \ (略) 2 \ \ \ (略) 3 <u>陸前高田市定年前提任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年条例第 号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）</u> の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4及び5 \ \ \ (略) (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>（以下「短時間勤務職員」という。）については日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 2 \ \ \ (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 、、、(略) (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号)_____第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u> (3) 、、、(略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 、、、(略) (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u> (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 、、、(略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 、、、(略) (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号)以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u> (3) <u>定年条例第8条の規定に基づき異動期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。以下同じ。)を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員</u> (4) 、、、(略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 、、、(略) (2) 定年条例_____第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u> (3) <u>定年条例第8条の規定に基づき異動期間を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員</u> (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1) 、、、(略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項_____に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第5条 職員の再任用に関する条例(平成13年条例第7号)は、廃止する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第6条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(次条から第10条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条

例第 号) による改正前の職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年条例第 24 号。以下「旧条例」という。) 第 3 条第 1 項に規定する定年をいう。以下同じ。) (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。) の施行の日 (以下「改正法施行日」という。) 以後に新たに設置された職及び改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢) に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 改正法施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は改正法附則第 3 条第 5 項若しくは職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項の規定に基づき勤務した後退職した者
- (3) 25 年以上勤続して改正法施行日前に退職した者 (前 2 号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25 年以上勤続して改正法施行日前に退職した者 (前 3 号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用 (改正法による改正前の地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定に基づき採用することをいう。) 又は暫定再任用 (この条、次条、第 9 条又は第 10 条の規定に基づき採用することをいう。次条第 5 号において同じ。) をされたことがあるもの

第 7 条 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年 (職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の職員の定年等に関する条例 (以下この条において「新条例」という。) 第 3 条第 1 項に規定する定年をいう。以下同じ。) に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 改正法施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 改正法施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後退職した者
- (3) 改正法施行日以後に定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年条例第 号）第2条の規定に基づき採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤務して改正法施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤務して改正法施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

第8条 前2条の任期又はこの項の規定に基づき更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2条の規定に基づき採用する者又はこの項の規定に基づき任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

2 暫定再任用職員（前2条、次条又は第10条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定に基づく任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

3 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第9条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第6条各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が改正法施行日の前日に設

置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第10条 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第7条各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。）に達しているもの（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第11条 前2条の場合においては、第8条の規定を準用する。

第12条 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次のとおりとする。

- (1) 改正法施行日以後に新たに設置された職
- (2) 改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第13条 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次のとおりとする。

- (1) 改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる短時間勤務の職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢

とする。

第14条 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第6条から第11条までの規定が適用される間における各年の4月1日（改正法施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第15条 第6条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第9条又は第10条の規定に基づき採用された暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、第3条の規定による改正後の陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び第4条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第17条第2号の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する第2条の規定による改正後の陸前高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年条例第

号) 第6条又は第7条の規定に基づき採用された職員を除く。) 」とする。

議案第 6 号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号_____）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定年） 第３条 職員の定年は、年齢<u>６０年</u>とする。 ２ 前項の規定にかかわらず、<u>陸前高田市国民健康保険広田診療所及び陸前高田市国民健康保険二又診療所において医療業務に従事する医師</u>_____ _____ _____の定年は、年齢<u>７０年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第４条 任命権者は、定年に達した職員_____ _____ _____が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員</u>_____に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務</u>_____に従事させるため<u>引き続いて勤務</u>させることができる。 (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により</u>_____公務の運営に著しい支障が生ずるとき。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u>_____。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるた</u>	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の２第１項、第２項及び第４項、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに<u>第２８条の７</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定年） 第３条 職員の定年は、年齢<u>６５年</u>とする。 ２ 前項の規定にかかわらず、<u>陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第１９号。以下「給与条例」という。）第４条第２号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表適用職員」という。）</u>_____の定年は、年齢<u>７０年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第４条 任命権者は、定年に達した職員（第８条の規定に基づき異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいい、同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、<u>定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものを除く。</u>）が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>_____と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務</u>させることができる。 (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務</u>の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるた</u>

- め、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、
当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

- め、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定に基づき延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定に基づき職員を引き続き勤務させる場合及び前項の規定に基づき期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定に基づき引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定に基づき期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定に基づき延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が消滅したときは、あらかじめ当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職(医療職給料表適用職員が占める職を除く。)とする。

(1) 給与条例第18条第1項に規定する職

(2) 陸前高田市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第6号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢(以下「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める

管理監督職に係る法第28条の2第1項に規定する異動期間（以下「異動期間」という。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定に基づき異動期間（これらの規定に基づき延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定に基づき異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群（以下この項において「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等による当該管理監督職の欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当

(定年 に関する施策の調査等)
第5条 市長は、職員の定年 に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年 に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定に基づき異動期間（これらの規定に基づき延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定に基づき延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定に基づき異動期間（前3項又はこの項の規定に基づき延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条の規定に基づき異動期間（同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長する場合及び同条第3項の規定に基づき他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定に基づき異動期間（同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該職員について他の職への降任等をするものとする。

（定年等に関する施策の調査等）

第11条 市長は、職員の定年等に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年等に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

（委任）

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 及び 2 、 、 、 （略）

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員（医療職給料表適用職員を除く。）に対する第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分

に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和10年4月1日までの間における第4条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 第1項	職員（第8条の規定に基づき異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいい、同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めているものを除く。）	職員
	勤務させることができる。	勤務させることができる。ただし、第8条の規定に基づき異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（次条

		に規定する職をいう。以下同じ。)を占めているものについては、第8条第1項又は第2項の規定に基づき当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。
第4条第2項	定年退職日	定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)

- 5 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における第8条第1項の規定の適用については、同項中「期間内」とあるのは、「期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)」とする。
- 6 令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間における第8条第2項の規定の適用については、同項中「期間内」とあるのは、「期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)」とする。
- 7 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医療職給料表適用職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務

	<u>の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（経過措置）

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定に基づき延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11

年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年（新条例第３条第１項に規定する定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条第１項に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第３条第１項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に新条例第４条第１項若しくは第２項又は改正法附則第３条第５項若しくは前項の規定に基づき勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第３条第１項に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- ５ 新条例第４条第３項及び第４項の規定は、附則第３項の規定に基づく期限の延長について準用する。

議案第 7 号

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 19 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

諸般の事情により、一般職の職員及び特定任期付職員の給与等並びに市議会議員及び特別職の職員の期末手当を改定しようとして提案するものである。

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前								改 正 後							
(勤勉手当)								(勤勉手当)							
第21条 、、、（略）								第21条 、、、（略）							
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。								2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。							
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> を乗じて得た額の総額								(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額							
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額								(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額							
3～5 、、、（略）								3～5 、、、（略）							
別表第1（第4条関係） 行政職給料表								別表第1（第4条関係） 行政職給料表							
職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円			給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	147,400	197,200	233,500	266,500	292,300	322,100	再任用職員以外の職員	1	151,400	200,200	236,400	268,300	293,300	322,100
	2	148,500	199,000	235,200	268,400	294,500	324,300		2	152,500	202,000	238,100	270,100	295,500	324,300
	3	149,700	200,800	236,700	270,200	296,600	326,600		3	153,700	203,800	239,600	271,600	297,600	326,600
	4	150,800	202,700	238,300	272,300	298,600	328,800		4	154,800	205,700	241,100	273,400	299,600	328,800
	5	151,900	204,200	239,700	274,000	300,600	331,000		5	155,900	207,200	242,400	275,100	301,500	331,000
	6	153,000	206,000	241,400	275,800	302,700	333,100		6	157,000	209,000	244,000	276,900	303,500	333,100
	7	154,100	207,800	242,900	277,600	304,900	335,300		7	158,100	210,800	245,500	278,700	305,300	335,300
	8	155,200	209,600	244,500	279,700	306,900	337,500		8	159,200	212,600	247,000	280,800	306,900	337,500
	9	156,200	211,200	245,700	281,700	308,800	339,400		9	160,200	214,200	248,200	282,700	308,800	339,400
	10	157,700	213,100	247,200	283,700	311,200	341,600		10	161,700	216,100	249,700	284,700	311,200	341,600
	11	159,000	214,900	248,800	285,600	313,400	343,600		11	163,000	217,900	251,200	286,600	313,400	343,600
	12	160,300	216,700	250,100	287,500	315,700	345,900		12	164,300	219,700	252,500	288,500	315,700	345,900
	13	161,500	218,100	251,600	289,600	317,800	347,700		13	165,500	221,100	254,000	290,500	317,800	347,700
	14	163,000	219,900	253,000	291,500	319,900	349,700		14	167,000	222,900	255,200	292,300	319,900	349,700

15	<u>164,500</u>	<u>221,600</u>	<u>254,300</u>	<u>293,400</u>	322,200	351,700
16	<u>166,100</u>	<u>223,400</u>	<u>255,700</u>	295,200	324,300	353,700
17	<u>167,300</u>	<u>225,200</u>	<u>257,300</u>	297,000	326,200	355,500
18	<u>168,900</u>	<u>226,900</u>	<u>258,800</u>	299,000	328,200	357,500
19	<u>170,400</u>	<u>228,500</u>	<u>260,500</u>	301,200	330,200	359,300
20	<u>171,900</u>	<u>230,100</u>	<u>262,300</u>	303,200	332,200	361,200
21	<u>173,200</u>	<u>231,500</u>	<u>263,900</u>	305,100	334,000	363,100
22	<u>175,900</u>	<u>233,200</u>	<u>265,600</u>	307,200	336,100	365,000
23	<u>178,500</u>	<u>234,900</u>	<u>267,300</u>	309,200	338,100	367,100
24	<u>181,200</u>	<u>236,500</u>	<u>268,900</u>	311,400	340,200	369,000
25	<u>183,800</u>	<u>237,500</u>	<u>270,800</u>	313,100	341,600	371,000
26	<u>185,500</u>	<u>239,000</u>	<u>272,600</u>	315,200	343,600	372,900
27	<u>187,100</u>	<u>240,400</u>	<u>274,300</u>	317,200	345,500	374,900
28	<u>188,800</u>	<u>241,600</u>	<u>276,000</u>	319,200	347,400	377,000
29	<u>190,300</u>	<u>242,800</u>	<u>277,800</u>	320,900	349,000	378,500
30	<u>192,100</u>	<u>244,000</u>	<u>279,500</u>	323,000	350,900	380,300
31	<u>193,900</u>	<u>245,000</u>	<u>281,300</u>	325,100	352,800	382,100
32	<u>195,600</u>	<u>246,300</u>	<u>282,800</u>	327,200	354,700	383,700
33	<u>197,200</u>	<u>247,600</u>	<u>284,300</u>	328,400	356,600	385,500
34	<u>198,600</u>	<u>248,600</u>	<u>286,200</u>	330,400	358,400	386,900
35	<u>200,100</u>	<u>249,800</u>	<u>288,100</u>	332,400	360,200	388,500
36	<u>201,700</u>	<u>251,100</u>	290,000	334,500	361,900	390,100
37	<u>203,000</u>	<u>252,000</u>	291,600	336,400	363,300	391,500
38	<u>204,300</u>	<u>253,300</u>	293,300	338,300	364,600	392,700
39	<u>205,500</u>	<u>254,500</u>	295,100	340,300	366,100	393,900
40	<u>206,800</u>	<u>255,900</u>	296,900	342,200	367,500	395,000
41	<u>208,100</u>	<u>257,300</u>	298,400	344,200	368,800	396,100
42	<u>209,400</u>	<u>258,700</u>	300,200	346,100	369,700	397,300
43	<u>210,700</u>	<u>259,900</u>	301,700	347,900	370,800	398,500
44	<u>212,000</u>	<u>261,100</u>	303,300	349,800	371,900	399,700
45	<u>213,200</u>	<u>262,300</u>	304,900	351,300	372,700	400,400
46	<u>214,500</u>	<u>263,500</u>	306,600	352,700	373,600	401,100
47	<u>215,800</u>	<u>264,800</u>	308,200	354,200	374,500	401,800
48	<u>217,100</u>	<u>266,000</u>	310,000	355,800	375,400	402,500
49	<u>218,200</u>	<u>267,100</u>	310,900	357,400	376,300	403,100
50	<u>219,300</u>	<u>268,200</u>	312,400	358,200	377,200	403,700
51	<u>220,300</u>	<u>269,500</u>	313,900	359,400	378,000	404,200
52	<u>221,400</u>	<u>270,800</u>	315,500	360,400	378,800	404,600
53	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,100	361,300	379,500	405,000
54	<u>223,500</u>	<u>272,900</u>	318,700	362,400	380,200	405,300
55	<u>224,500</u>	<u>274,200</u>	320,300	363,300	380,900	405,600
56	<u>225,500</u>	<u>275,500</u>	321,900	364,400	381,600	405,900
57	<u>225,800</u>	<u>276,400</u>	323,400	365,300	382,100	406,200
58	<u>226,600</u>	<u>277,500</u>	324,600	366,100	382,700	406,500
59	<u>227,400</u>	<u>278,400</u>	325,800	366,800	383,300	406,800
60	<u>228,100</u>	<u>279,500</u>	327,000	367,500	384,000	407,100
61	<u>228,800</u>	<u>280,600</u>	327,700	367,900	384,400	407,400
62	<u>229,800</u>	<u>281,600</u>	328,600	368,500	385,100	407,700
63	<u>230,600</u>	<u>282,500</u>	329,400	369,200	385,700	408,000
64	<u>231,400</u>	<u>283,500</u>	330,200	369,900	386,300	408,300
65	<u>232,100</u>	<u>284,000</u>	331,100	370,200	386,700	408,600
66	<u>232,800</u>	<u>284,900</u>	331,500	370,900	387,300	408,900
67	<u>233,800</u>	<u>285,600</u>	332,300	371,600	387,900	409,200
68	<u>234,800</u>	<u>286,500</u>	333,100	372,300	388,600	409,500
69	<u>235,500</u>	<u>287,600</u>	333,900	372,600	389,000	409,700
70	<u>236,100</u>	<u>288,400</u>	334,600	373,200	389,500	410,000
15	<u>168,500</u>	<u>224,600</u>	<u>256,500</u>	<u>293,800</u>	322,200	351,700
16	<u>170,100</u>	<u>226,400</u>	<u>257,700</u>	295,200	324,300	353,700
17	<u>171,200</u>	<u>228,100</u>	<u>259,100</u>	297,000	326,200	355,500
18	<u>172,700</u>	<u>229,800</u>	<u>260,500</u>	299,000	328,200	357,500
19	<u>174,100</u>	<u>231,400</u>	<u>261,900</u>	301,200	330,200	359,300
20	<u>175,500</u>	<u>232,900</u>	<u>263,400</u>	303,200	332,200	361,200
21	<u>176,800</u>	<u>234,200</u>	<u>265,000</u>	305,100	334,000	363,100
22	<u>179,300</u>	<u>235,800</u>	<u>266,700</u>	307,200	336,100	365,000
23	<u>181,800</u>	<u>237,500</u>	<u>268,400</u>	309,200	338,100	367,100
24	<u>184,400</u>	<u>239,000</u>	<u>270,000</u>	311,400	340,200	369,000
25	<u>186,800</u>	<u>240,000</u>	<u>271,800</u>	313,100	341,600	371,000
26	<u>188,500</u>	<u>241,500</u>	<u>273,600</u>	315,200	343,600	372,900
27	<u>190,100</u>	<u>242,800</u>	<u>275,300</u>	317,200	345,500	374,900
28	<u>191,800</u>	<u>244,000</u>	<u>277,000</u>	319,200	347,400	377,000
29	<u>193,300</u>	<u>245,200</u>	<u>278,700</u>	320,900	349,000	378,500
30	<u>195,100</u>	<u>246,200</u>	<u>280,400</u>	323,000	350,900	380,300
31	<u>196,900</u>	<u>247,200</u>	<u>282,200</u>	325,100	352,800	382,100
32	<u>198,600</u>	<u>248,300</u>	<u>283,700</u>	327,200	354,700	383,700
33	<u>200,200</u>	<u>249,400</u>	<u>284,900</u>	328,400	356,600	385,500
34	<u>201,600</u>	<u>250,300</u>	<u>286,600</u>	330,400	358,400	386,900
35	<u>203,100</u>	<u>251,200</u>	<u>288,300</u>	332,400	360,200	388,500
36	<u>204,700</u>	<u>252,200</u>	290,000	334,500	361,900	390,100
37	<u>206,000</u>	<u>253,100</u>	291,600	336,400	363,300	391,500
38	<u>207,300</u>	<u>254,400</u>	293,300	338,300	364,600	392,700
39	<u>208,500</u>	<u>255,600</u>	295,100	340,300	366,100	393,900
40	<u>209,800</u>	<u>257,000</u>	296,900	342,200	367,500	395,000
41	<u>211,100</u>	<u>258,300</u>	298,400	344,200	368,800	396,100
42	<u>212,400</u>	<u>259,700</u>	300,200	346,100	369,700	397,300
43	<u>213,700</u>	<u>260,900</u>	301,700	347,900	370,800	398,500
44	<u>215,000</u>	<u>262,100</u>	303,300	349,800	371,900	399,700
45	<u>216,200</u>	<u>263,200</u>	304,900	351,300	372,700	400,400
46	<u>217,500</u>	<u>264,400</u>	306,600	352,700	373,600	401,100
47	<u>218,800</u>	<u>265,700</u>	308,200	354,200	374,500	401,800
48	<u>220,100</u>	<u>266,900</u>	310,000	355,800	375,400	402,500
49	<u>221,100</u>	<u>268,000</u>	310,900	357,400	376,300	403,100
50	<u>222,200</u>	<u>269,000</u>	312,400	358,200	377,200	403,700
51	<u>223,200</u>	<u>270,200</u>	313,900	359,400	378,000	404,200
52	<u>224,200</u>	<u>271,300</u>	315,500	360,400	378,800	404,600
53	<u>225,200</u>	<u>272,300</u>	317,100	361,300	379,500	405,000
54	<u>226,100</u>	<u>273,300</u>	318,700	362,400	380,200	405,300
55	<u>227,100</u>	<u>274,400</u>	320,300	363,300	380,900	405,600
56	<u>228,000</u>	<u>275,500</u>	321,900	364,400	381,600	405,900
57	<u>228,300</u>	<u>276,400</u>	323,400	365,300	382,100	406,200
58	<u>229,100</u>	<u>277,500</u>	324,600	366,100	382,700	406,500
59	<u>229,800</u>	<u>278,400</u>	325,800	366,800	383,300	406,800
60	<u>230,500</u>	<u>279,500</u>	327,000	367,500	384,000	407,100
61	<u>231,200</u>	<u>280,600</u>	327,700	367,900	384,400	407,400
62	<u>232,000</u>	<u>281,600</u>	328,600	368,500	385,100	407,700
63	<u>232,700</u>	<u>282,500</u>	329,400	369,200	385,700	408,000
64	<u>233,300</u>	<u>283,500</u>	330,200	369,900	386,300	408,300
65	<u>233,900</u>	<u>284,000</u>	331,100	370,200	386,700	408,600
66	<u>234,500</u>	<u>284,900</u>	331,500	370,900	387,300	408,900
67	<u>235,200</u>	<u>285,600</u>	332,300	371,600	387,900	409,200
68	<u>235,900</u>	<u>286,500</u>	333,100	372,300	388,600	409,500
69	<u>236,600</u>	<u>287,600</u>	333,900	372,600	389,000	409,700
70	<u>237,200</u>	<u>288,400</u>	334,600	373,200	389,500	410,000

71	<u>236,600</u>	289,200	335,300	373,900	390,000	410,300	71	<u>237,700</u>	289,200	335,300	373,900	390,000	410,300
72	<u>237,300</u>	290,000	336,000	374,500	390,600	410,700	72	<u>238,400</u>	290,000	336,000	374,500	390,600	410,700
73	<u>238,100</u>	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900	73	<u>239,100</u>	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900
74	<u>238,700</u>	291,300	337,100	375,400	391,300	411,200	74	<u>239,700</u>	291,300	337,100	375,400	391,300	411,200
75	<u>239,300</u>	291,700	337,600	376,100	391,700	411,500	75	<u>240,300</u>	291,700	337,600	376,100	391,700	411,500
76	<u>239,800</u>	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700	76	<u>240,800</u>	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700
77	<u>240,500</u>	292,400	338,500	377,200	392,400	411,900	77	<u>241,400</u>	292,400	338,500	377,200	392,400	411,900
78	<u>241,200</u>	292,700	339,000	377,700	392,700		78	<u>242,100</u>	292,700	339,000	377,700	392,700	
79	<u>241,900</u>	292,900	339,400	378,300	393,000		79	<u>242,800</u>	292,900	339,400	378,300	393,000	
80	<u>242,400</u>	293,300	339,900	378,800	393,300		80	<u>243,300</u>	293,300	339,900	378,800	393,300	
81	<u>242,900</u>	293,500	340,300	379,300	393,500		81	<u>243,800</u>	293,500	340,300	379,300	393,500	
82	<u>243,700</u>	293,700	340,800	379,900	393,800		82	<u>244,500</u>	293,700	340,800	379,900	393,800	
83	<u>244,400</u>	294,100	341,300	380,400	394,100		83	<u>245,100</u>	294,100	341,300	380,400	394,100	
84	<u>245,100</u>	294,400	341,800	380,700	394,300		84	<u>245,600</u>	294,400	341,800	380,700	394,300	
85	<u>245,700</u>	294,700	342,100	381,100	394,500		85	<u>246,100</u>	294,700	342,100	381,100	394,500	
86	<u>246,400</u>	295,000	342,500	381,600	394,800		86	<u>246,700</u>	295,000	342,500	381,600	394,800	
87	<u>247,100</u>	295,300	343,000	382,000	395,100		87	<u>247,300</u>	295,300	343,000	382,000	395,100	
88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300		88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300	
89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500		89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500	
90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800		90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800	
91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100		91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100	
92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300		92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300	
93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500		93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500	
94		297,500	345,700	384,900	396,800		94		297,500	345,700	384,900	396,800	
95		297,800	346,200	385,300	397,100		95		297,800	346,200	385,300	397,100	
96		298,200	346,600	385,700	397,300		96		298,200	346,600	385,700	397,300	
97		298,500	346,800	386,000	397,500		97		298,500	346,800	386,000	397,500	
98		298,800	347,200	386,500			98		298,800	347,200	386,500		
99		299,200	347,600	386,900			99		299,200	347,600	386,900		
100		299,600	347,900	387,300			100		299,600	347,900	387,300		
101		299,800	348,200	387,600			101		299,800	348,200	387,600		
102		300,100	348,600				102		300,100	348,600			
103		300,500	349,000				103		300,500	349,000			
104		300,800	349,400				104		300,800	349,400			
105		301,000	349,900				105		301,000	349,900			
106		301,300	350,300				106		301,300	350,300			
107		301,700	350,700				107		301,700	350,700			
108		302,000	351,100				108		302,000	351,100			
109		302,200	351,600				109		302,200	351,600			
110		302,600	352,000				110		302,600	352,000			
111		303,000	352,300				111		303,000	352,300			
112		303,300	352,600				112		303,300	352,600			
113		303,500	353,100				113		303,500	353,100			
114		303,700					114		303,700				
115		304,000					115		304,000				
116		304,400					116		304,400				
117		304,600					117		304,600				
118		304,800					118		304,800				
119		305,100					119		305,100				
120		305,400					120		305,400				
121		305,800					121		305,800				
122		306,000					122		306,000				
123		306,300					123		306,300				
124		306,600					124		306,600				
125		306,900					125		306,900				

再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

～（略）～

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	<u>249,800</u>	<u>335,000</u>	<u>399,000</u>	471,700	566,500
	2	<u>252,300</u>	<u>338,000</u>	<u>401,900</u>	474,000	569,600
	3	<u>254,800</u>	<u>340,900</u>	<u>404,500</u>	476,200	572,700
	4	<u>257,300</u>	<u>343,800</u>	<u>407,200</u>	478,500	575,800
	5	<u>259,500</u>	<u>346,500</u>	<u>409,800</u>	480,700	578,700
	6	<u>263,300</u>	<u>349,700</u>	<u>412,200</u>	482,900	581,100
	7	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>414,900</u>	485,100	583,500
	8	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	417,300	487,300	585,900
	9	<u>274,500</u>	<u>358,700</u>	419,500	489,300	588,100
	10	<u>278,500</u>	<u>361,400</u>	422,200	491,400	589,600
	11	<u>282,500</u>	<u>364,500</u>	424,800	493,500	591,100
	12	<u>286,500</u>	<u>367,700</u>	427,500	495,600	592,600
	13	<u>290,300</u>	<u>370,600</u>	429,900	497,700	594,100
	14	<u>294,300</u>	<u>374,100</u>	432,400	499,800	595,200
	15	<u>298,200</u>	<u>377,100</u>	434,800	501,900	596,300
	16	<u>302,100</u>	<u>380,700</u>	437,300	504,000	597,200
	17	<u>305,800</u>	<u>384,300</u>	439,300	506,100	598,400
	18	<u>309,400</u>	<u>387,000</u>	441,700	508,100	599,400
	19	<u>312,900</u>	<u>389,500</u>	444,000	510,100	600,400
	20	<u>316,500</u>	<u>392,100</u>	446,400	512,100	601,400
	21	<u>320,100</u>	<u>394,900</u>	447,900	513,900	602,400
	22	<u>323,800</u>	<u>397,200</u>	450,300	515,700	
	23	<u>327,300</u>	<u>399,700</u>	452,600	517,600	
	24	<u>330,600</u>	401,800	454,900	519,500	
	25	<u>334,100</u>	403,800	456,900	521,200	
	26	<u>336,800</u>	406,100	459,200	523,000	
	27	<u>339,400</u>	408,300	461,400	524,800	
	28	<u>342,000</u>	410,600	463,700	526,600	
	29	<u>344,800</u>	412,900	465,800	528,200	
	30	<u>346,700</u>	415,000	468,100	530,000	
	31	<u>348,900</u>	417,000	470,400	531,800	
	32	<u>351,300</u>	419,100	472,600	533,600	
	33	<u>353,500</u>	421,000	474,600	535,200	
	34	<u>355,800</u>	422,800	476,700	537,000	
	35	<u>357,900</u>	424,600	478,800	538,700	
	36	<u>360,200</u>	426,600	480,900	540,500	
	37	<u>362,400</u>	428,500	483,000	542,100	
	38	<u>364,800</u>	430,500	484,800	543,700	
	39	<u>367,000</u>	432,400	486,600	545,100	
	40	<u>369,000</u>	434,400	488,400	546,700	
	41	<u>371,300</u>	436,200	490,100	548,200	
	42	<u>372,500</u>	438,000	491,900	549,600	
	43	<u>373,900</u>	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	

再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

～（略）～

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	<u>253,600</u>	<u>338,400</u>	<u>400,400</u>	471,700	566,500
	2	<u>256,100</u>	<u>341,400</u>	<u>403,300</u>	474,000	569,600
	3	<u>258,600</u>	<u>344,200</u>	<u>405,900</u>	476,200	572,700
	4	<u>261,100</u>	<u>347,100</u>	<u>408,600</u>	478,500	575,800
	5	<u>263,300</u>	<u>349,800</u>	<u>411,000</u>	480,700	578,700
	6	<u>267,100</u>	<u>352,800</u>	<u>413,300</u>	482,900	581,100
	7	<u>270,900</u>	<u>355,900</u>	<u>415,400</u>	485,100	583,500
	8	<u>274,700</u>	<u>358,700</u>	417,300	487,300	585,900
	9	<u>278,300</u>	<u>361,100</u>	419,500	489,300	588,100
	10	<u>282,300</u>	<u>363,700</u>	422,200	491,400	589,600
	11	<u>286,300</u>	<u>366,400</u>	424,800	493,500	591,100
	12	<u>290,300</u>	<u>369,200</u>	427,500	495,600	592,600
	13	<u>294,000</u>	<u>372,100</u>	429,900	497,700	594,100
	14	<u>298,000</u>	<u>375,600</u>	432,400	499,800	595,200
	15	<u>301,900</u>	<u>378,600</u>	434,800	501,900	596,300
	16	<u>305,700</u>	<u>382,200</u>	437,300	504,000	597,200
	17	<u>309,300</u>	<u>385,600</u>	439,300	506,100	598,400
	18	<u>312,800</u>	<u>388,300</u>	441,700	508,100	599,400
	19	<u>316,300</u>	<u>390,800</u>	444,000	510,100	600,400
	20	<u>319,800</u>	<u>393,400</u>	446,400	512,100	601,400
	21	<u>323,400</u>	<u>396,100</u>	447,900	513,900	602,400
	22	<u>327,100</u>	<u>398,300</u>	450,300	515,700	
	23	<u>330,500</u>	<u>400,200</u>	452,600	517,600	
	24	<u>333,800</u>	401,800	454,900	519,500	
	25	<u>337,300</u>	403,800	456,900	521,200	
	26	<u>339,800</u>	406,100	459,200	523,000	
	27	<u>342,400</u>	408,300	461,400	524,800	
	28	<u>344,700</u>	410,600	463,700	526,600	
	29	<u>347,100</u>	412,900	465,800	528,200	
	30	<u>348,900</u>	415,000	468,100	530,000	
	31	<u>350,700</u>	417,000	470,400	531,800	
	32	<u>352,700</u>	419,100	472,600	533,600	
	33	<u>354,900</u>	421,000	474,600	535,200	
	34	<u>357,200</u>	422,800	476,700	537,000	
	35	<u>359,300</u>	424,600	478,800	538,700	
	36	<u>361,600</u>	426,600	480,900	540,500	
	37	<u>363,700</u>	428,500	483,000	542,100	
	38	<u>366,100</u>	430,500	484,800	543,700	
	39	<u>368,300</u>	432,400	486,600	545,100	
	40	<u>370,300</u>	434,400	488,400	546,700	
	41	<u>372,500</u>	436,200	490,100	548,200	
	42	<u>373,500</u>	438,000	491,900	549,600	
	43	<u>374,300</u>	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	

再任用職員	47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500	
	48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500	
	49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500	
	50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400	
	51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300	
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200	
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000	
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900	
	55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800	
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700	
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600	
	58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500	
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400	
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100	
	61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000	
	62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900	
	63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800	
	64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700	
	65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600	
	66		469, 700	521, 400		
	67		470, 400	522, 100		
	68		471, 000	523, 000		
	69		471, 300	523, 900		
	70		472, 000	524, 700		
	71		472, 700	525, 600		
	72		473, 400	526, 500		
	73		473, 800	527, 300		
	74		474, 400	528, 200		
	75		475, 100	529, 100		
	76		475, 800	529, 800		
	77		476, 200	530, 600		
	78		476, 800	531, 500		
	79		477, 400	532, 400		
	80		477, 900	533, 300		
	81		478, 500	534, 100		
	82		479, 000	535, 000		
	83		479, 500	535, 900		
	84		480, 000	536, 800		
	85		480, 400	537, 600		
	86		481, 000	538, 500		
	87		481, 400	539, 400		
	88		481, 900	540, 300		
	89		482, 400	541, 100		
	90		483, 000			
	91		483, 600			
	92		484, 000			
	93		484, 500			
	94		485, 100			
95		485, 700				
96		486, 300				
97		486, 800				
再任用職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900

～（略）～

再任用職員	47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500	
	48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500	
	49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500	
	50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400	
	51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300	
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200	
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000	
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900	
	55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800	
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700	
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600	
	58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500	
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400	
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100	
	61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000	
	62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900	
	63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800	
	64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700	
	65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600	
	66		469, 700	521, 400		
	67		470, 400	522, 100		
	68		471, 000	523, 000		
	69		471, 300	523, 900		
	70		472, 000	524, 700		
	71		472, 700	525, 600		
	72		473, 400	526, 500		
	73		473, 800	527, 300		
	74		474, 400	528, 200		
	75		475, 100	529, 100		
	76		475, 800	529, 800		
	77		476, 200	530, 600		
	78		476, 800	531, 500		
	79		477, 400	532, 400		
	80		477, 900	533, 300		
	81		478, 500	534, 100		
	82		479, 000	535, 000		
	83		479, 500	535, 900		
	84		480, 000	536, 800		
	85		480, 400	537, 600		
	86		481, 000	538, 500		
	87		481, 400	539, 400		
	88		481, 900	540, 300		
	89		482, 400	541, 100		
	90		483, 000			
	91		483, 600			
	92		484, 000			
	93		484, 500			
	94		485, 100			
95		485, 700				
96		486, 300				
97		486, 800				
再任用職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900

～（略）～

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>171,400</u>	<u>187,200</u>	<u>213,400</u>	<u>253,500</u>	<u>296,900</u>
	2	<u>173,100</u>	<u>188,900</u>	<u>215,500</u>	<u>255,300</u>	<u>298,700</u>
	3	<u>174,900</u>	<u>190,700</u>	<u>217,500</u>	<u>257,100</u>	<u>300,800</u>
	4	<u>176,600</u>	<u>192,600</u>	<u>219,500</u>	<u>259,000</u>	<u>303,200</u>
	5	<u>178,000</u>	<u>194,400</u>	<u>221,500</u>	<u>260,700</u>	<u>304,900</u>
	6	<u>179,900</u>	<u>196,700</u>	<u>223,300</u>	<u>262,500</u>	<u>307,000</u>
	7	<u>181,800</u>	<u>199,000</u>	<u>225,400</u>	<u>264,100</u>	<u>309,000</u>
	8	<u>183,700</u>	<u>201,300</u>	<u>227,300</u>	<u>265,800</u>	<u>311,100</u>
	9	<u>185,300</u>	<u>203,400</u>	<u>229,400</u>	<u>267,100</u>	<u>313,100</u>
	10	<u>187,000</u>	<u>206,000</u>	<u>231,200</u>	<u>268,700</u>	<u>315,300</u>
	11	<u>188,700</u>	<u>208,500</u>	<u>233,000</u>	<u>270,100</u>	<u>317,400</u>
	12	<u>190,400</u>	<u>211,000</u>	<u>234,800</u>	<u>271,400</u>	<u>319,400</u>
	13	<u>192,300</u>	<u>213,200</u>	<u>236,700</u>	<u>272,800</u>	<u>321,500</u>
	14	<u>194,400</u>	<u>215,100</u>	<u>238,600</u>	<u>274,200</u>	<u>323,600</u>
	15	<u>196,500</u>	<u>216,900</u>	<u>240,500</u>	<u>275,300</u>	<u>325,700</u>
	16	<u>198,600</u>	<u>218,700</u>	<u>242,400</u>	<u>276,600</u>	<u>327,700</u>
	17	<u>200,700</u>	<u>220,600</u>	<u>243,900</u>	<u>277,300</u>	<u>329,400</u>
	18	<u>203,200</u>	<u>222,300</u>	<u>245,700</u>	<u>278,700</u>	<u>331,700</u>
	19	<u>205,600</u>	<u>224,200</u>	<u>247,600</u>	<u>280,200</u>	<u>333,900</u>
	20	<u>208,000</u>	<u>226,100</u>	<u>249,400</u>	<u>281,500</u>	<u>336,200</u>
	21	<u>210,400</u>	<u>227,800</u>	<u>251,000</u>	<u>282,800</u>	<u>338,100</u>
	22	<u>212,200</u>	<u>229,600</u>	<u>252,400</u>	<u>284,000</u>	<u>340,100</u>
	23	<u>214,000</u>	<u>231,400</u>	<u>253,600</u>	<u>285,300</u>	<u>342,200</u>
	24	<u>215,800</u>	<u>233,200</u>	<u>254,900</u>	<u>286,800</u>	<u>344,300</u>
	25	<u>217,700</u>	<u>234,800</u>	<u>256,200</u>	<u>288,000</u>	<u>346,200</u>
	26	<u>219,400</u>	<u>236,600</u>	<u>257,400</u>	<u>289,700</u>	<u>348,300</u>
	27	<u>221,200</u>	<u>238,300</u>	<u>258,800</u>	<u>291,800</u>	<u>350,200</u>
	28	<u>222,900</u>	<u>240,000</u>	<u>260,000</u>	<u>293,800</u>	<u>352,200</u>
	29	<u>224,900</u>	<u>241,200</u>	<u>261,100</u>	<u>295,700</u>	<u>354,000</u>
	30	<u>226,700</u>	<u>243,000</u>	<u>262,200</u>	<u>297,600</u>	<u>356,200</u>
	31	<u>228,500</u>	<u>244,800</u>	<u>263,400</u>	<u>299,300</u>	<u>358,000</u>
	32	<u>230,300</u>	<u>246,600</u>	<u>264,500</u>	<u>301,200</u>	<u>360,100</u>
	33	<u>231,900</u>	<u>248,100</u>	<u>265,000</u>	<u>302,900</u>	<u>361,500</u>
	34	<u>233,600</u>	<u>249,600</u>	<u>266,200</u>	<u>304,600</u>	<u>363,500</u>
	35	<u>235,300</u>	<u>250,900</u>	<u>267,300</u>	<u>306,400</u>	<u>365,400</u>
	36	<u>237,100</u>	<u>252,300</u>	<u>268,300</u>	<u>308,100</u>	<u>367,600</u>
	37	<u>238,300</u>	<u>253,600</u>	<u>269,200</u>	<u>309,900</u>	<u>369,500</u>
	38	<u>241,100</u>	<u>254,900</u>	<u>270,400</u>	<u>311,600</u>	<u>371,600</u>
	39	<u>241,900</u>	<u>256,100</u>	<u>271,400</u>	<u>313,400</u>	<u>373,600</u>
	40	<u>243,700</u>	<u>257,300</u>	<u>272,400</u>	<u>314,900</u>	<u>375,600</u>
	41	<u>245,100</u>	<u>258,500</u>	<u>273,600</u>	<u>316,600</u>	<u>377,700</u>
	42	<u>246,500</u>	<u>259,700</u>	<u>274,800</u>	<u>318,400</u>	<u>379,800</u>
	43	<u>247,900</u>	<u>260,700</u>	<u>276,100</u>	<u>320,300</u>	<u>381,900</u>
	44	<u>249,100</u>	<u>261,800</u>	<u>277,300</u>	<u>322,300</u>	<u>383,900</u>
	45	<u>250,400</u>	<u>262,400</u>	<u>278,400</u>	<u>324,000</u>	<u>385,600</u>
	46	<u>251,500</u>	<u>263,500</u>	<u>279,900</u>	<u>325,900</u>	<u>387,300</u>
	47	<u>252,500</u>	<u>264,600</u>	<u>281,200</u>	<u>327,800</u>	<u>389,000</u>
	48	<u>253,400</u>	<u>265,700</u>	<u>282,600</u>	<u>329,600</u>	<u>390,700</u>
	49	<u>254,200</u>	<u>266,500</u>	<u>284,400</u>	<u>331,000</u>	<u>392,100</u>
	50	<u>255,300</u>	<u>267,700</u>	<u>286,100</u>	<u>332,600</u>	<u>393,100</u>

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>176,000</u>	<u>191,800</u>	<u>216,900</u>	<u>257,100</u>	<u>298,900</u>
	2	<u>177,700</u>	<u>193,500</u>	<u>219,000</u>	<u>258,900</u>	<u>300,700</u>
	3	<u>179,500</u>	<u>195,300</u>	<u>221,000</u>	<u>260,700</u>	<u>302,500</u>
	4	<u>181,200</u>	<u>197,200</u>	<u>223,000</u>	<u>262,600</u>	<u>304,600</u>
	5	<u>182,600</u>	<u>199,000</u>	<u>225,000</u>	<u>264,300</u>	<u>306,300</u>
	6	<u>184,500</u>	<u>201,100</u>	<u>226,800</u>	<u>266,100</u>	<u>308,200</u>
	7	<u>186,400</u>	<u>203,300</u>	<u>228,900</u>	<u>267,700</u>	<u>310,200</u>
	8	<u>188,300</u>	<u>205,500</u>	<u>230,800</u>	<u>269,400</u>	<u>312,300</u>
	9	<u>189,900</u>	<u>207,600</u>	<u>232,900</u>	<u>270,500</u>	<u>314,200</u>
	10	<u>191,600</u>	<u>209,900</u>	<u>234,700</u>	<u>272,000</u>	<u>316,400</u>
	11	<u>193,300</u>	<u>212,400</u>	<u>236,500</u>	<u>273,400</u>	<u>318,500</u>
	12	<u>195,000</u>	<u>214,700</u>	<u>238,300</u>	<u>274,600</u>	<u>320,500</u>
	13	<u>196,800</u>	<u>216,700</u>	<u>240,200</u>	<u>275,900</u>	<u>322,500</u>
	14	<u>198,800</u>	<u>218,600</u>	<u>242,100</u>	<u>277,200</u>	<u>324,500</u>
	15	<u>200,800</u>	<u>220,400</u>	<u>244,000</u>	<u>278,200</u>	<u>326,100</u>
	16	<u>202,800</u>	<u>222,200</u>	<u>245,900</u>	<u>279,400</u>	<u>327,700</u>
	17	<u>204,900</u>	<u>224,100</u>	<u>247,400</u>	<u>280,100</u>	<u>329,400</u>
	18	<u>207,100</u>	<u>225,800</u>	<u>249,200</u>	<u>281,500</u>	<u>331,700</u>
	19	<u>209,400</u>	<u>227,700</u>	<u>251,100</u>	<u>282,900</u>	<u>333,900</u>
	20	<u>211,700</u>	<u>229,600</u>	<u>252,900</u>	<u>284,200</u>	<u>336,200</u>
	21	<u>213,800</u>	<u>231,300</u>	<u>254,500</u>	<u>285,500</u>	<u>338,100</u>
	22	<u>215,600</u>	<u>233,100</u>	<u>255,800</u>	<u>286,500</u>	<u>340,100</u>
	23	<u>217,400</u>	<u>234,900</u>	<u>257,000</u>	<u>287,800</u>	<u>342,200</u>
	24	<u>219,200</u>	<u>236,700</u>	<u>258,300</u>	<u>289,000</u>	<u>344,300</u>
	25	<u>221,100</u>	<u>238,300</u>	<u>259,500</u>	<u>290,000</u>	<u>346,200</u>
	26	<u>222,800</u>	<u>240,100</u>	<u>260,700</u>	<u>291,600</u>	<u>348,300</u>
	27	<u>224,600</u>	<u>241,800</u>	<u>262,100</u>	<u>293,400</u>	<u>350,200</u>
	28	<u>226,300</u>	<u>243,400</u>	<u>263,200</u>	<u>295,000</u>	<u>352,200</u>
	29	<u>228,300</u>	<u>244,600</u>	<u>264,100</u>	<u>296,900</u>	<u>354,000</u>
	30	<u>230,100</u>	<u>246,400</u>	<u>265,100</u>	<u>298,800</u>	<u>356,200</u>
	31	<u>231,900</u>	<u>248,200</u>	<u>266,300</u>	<u>300,500</u>	<u>358,000</u>
	32	<u>233,700</u>	<u>250,000</u>	<u>267,300</u>	<u>302,400</u>	<u>360,100</u>
	33	<u>235,300</u>	<u>251,500</u>	<u>267,800</u>	<u>304,000</u>	<u>361,500</u>
	34	<u>237,000</u>	<u>253,000</u>	<u>269,000</u>	<u>305,700</u>	<u>363,500</u>
	35	<u>238,700</u>	<u>254,300</u>	<u>270,000</u>	<u>307,500</u>	<u>365,400</u>
	36	<u>240,500</u>	<u>255,700</u>	<u>271,000</u>	<u>309,200</u>	<u>367,600</u>
	37	<u>241,700</u>	<u>256,900</u>	<u>271,900</u>	<u>310,900</u>	<u>369,500</u>
	38	<u>243,500</u>	<u>258,200</u>	<u>272,800</u>	<u>312,600</u>	<u>371,600</u>
	39	<u>245,300</u>	<u>259,400</u>	<u>273,800</u>	<u>314,400</u>	<u>373,600</u>
	40	<u>247,100</u>	<u>260,400</u>	<u>274,600</u>	<u>315,900</u>	<u>375,600</u>
	41	<u>248,500</u>	<u>261,500</u>	<u>275,600</u>	<u>317,300</u>	<u>377,700</u>
	42	<u>249,900</u>	<u>262,600</u>	<u>276,700</u>	<u>318,800</u>	<u>379,800</u>
	43	<u>251,300</u>	<u>263,600</u>	<u>277,700</u>	<u>320,500</u>	<u>381,900</u>
	44	<u>252,500</u>	<u>264,600</u>	<u>278,500</u>	<u>322,300</u>	<u>383,900</u>
	45	<u>253,600</u>	<u>265,200</u>	<u>279,600</u>	<u>324,000</u>	<u>385,600</u>
	46	<u>254,700</u>	<u>266,300</u>	<u>281,100</u>	<u>325,900</u>	<u>387,300</u>
	47	<u>255,700</u>	<u>267,200</u>	<u>282,400</u>	<u>327,800</u>	<u>389,000</u>
	48	<u>256,500</u>	<u>268,300</u>	<u>283,800</u>	<u>329,600</u>	<u>390,700</u>
	49	<u>257,200</u>	<u>269,100</u>	<u>285,500</u>	<u>331,000</u>	<u>392,100</u>
	50	<u>258,100</u>	<u>270,100</u>	<u>287,200</u>	<u>332,600</u>	<u>393,100</u>

51	<u>256,400</u>	<u>268,800</u>	<u>287,600</u>	334,100	394,100	51	<u>259,200</u>	<u>271,200</u>	<u>288,700</u>	334,100	394,100
52	<u>257,500</u>	<u>269,900</u>	<u>289,000</u>	335,800	395,100	52	<u>260,200</u>	<u>272,100</u>	<u>290,100</u>	335,800	395,100
53	<u>258,100</u>	<u>271,100</u>	<u>290,600</u>	337,300	396,400	53	<u>260,800</u>	<u>273,100</u>	<u>291,600</u>	337,300	396,400
54	<u>259,300</u>	<u>271,900</u>	<u>292,200</u>	339,000	397,500	54	<u>262,000</u>	<u>273,800</u>	<u>293,200</u>	339,000	397,500
55	<u>260,200</u>	<u>273,300</u>	<u>293,800</u>	340,600	398,600	55	<u>262,800</u>	<u>274,800</u>	<u>294,800</u>	340,600	398,600
56	<u>261,300</u>	<u>274,500</u>	<u>295,300</u>	342,400	399,900	56	<u>263,900</u>	<u>275,700</u>	<u>296,300</u>	342,400	399,900
57	<u>262,200</u>	<u>275,500</u>	<u>296,700</u>	343,400	401,200	57	<u>264,800</u>	<u>276,700</u>	<u>297,700</u>	343,400	401,200
58	<u>263,200</u>	<u>277,000</u>	<u>298,400</u>	345,100	402,000	58	<u>265,600</u>	<u>278,200</u>	<u>299,300</u>	345,100	402,000
59	<u>264,000</u>	<u>278,200</u>	<u>300,300</u>	346,700	402,800	59	<u>266,400</u>	<u>279,400</u>	<u>301,100</u>	346,700	402,800
60	<u>265,000</u>	<u>279,700</u>	<u>302,100</u>	348,300	403,500	60	<u>267,200</u>	<u>280,900</u>	<u>302,700</u>	348,300	403,500
61	<u>266,100</u>	<u>281,300</u>	<u>303,500</u>	349,900	404,000	61	<u>268,000</u>	<u>282,400</u>	<u>304,100</u>	349,900	404,000
62	<u>266,800</u>	<u>282,900</u>	<u>305,300</u>	351,600	404,700	62	<u>268,600</u>	<u>284,000</u>	<u>305,700</u>	351,600	404,700
63	<u>268,000</u>	<u>284,200</u>	<u>307,100</u>	353,300	405,400	63	<u>269,500</u>	<u>285,300</u>	<u>307,300</u>	353,300	405,400
64	<u>268,900</u>	<u>285,700</u>	308,800	355,100	406,100	64	<u>270,100</u>	<u>286,800</u>	308,800	355,100	406,100
65	<u>270,000</u>	<u>287,100</u>	310,100	356,700	406,400	65	<u>271,200</u>	<u>288,100</u>	310,100	356,700	406,400
66	<u>271,200</u>	<u>288,300</u>	311,900	358,300	407,100	66	<u>272,400</u>	<u>289,300</u>	311,900	358,300	407,100
67	<u>272,200</u>	<u>289,800</u>	313,300	359,900	407,800	67	<u>273,400</u>	<u>290,800</u>	313,300	359,900	407,800
68	<u>273,100</u>	<u>291,000</u>	315,000	361,500	408,400	68	<u>274,300</u>	<u>292,000</u>	315,000	361,500	408,400
69	<u>274,300</u>	<u>292,500</u>	316,400	362,700	408,800	69	<u>275,400</u>	<u>293,500</u>	316,400	362,700	408,800
70	<u>275,700</u>	<u>294,000</u>	317,800	364,100	409,300	70	<u>276,800</u>	<u>294,900</u>	317,800	364,100	409,300
71	<u>276,900</u>	<u>295,600</u>	319,100	365,400	409,900	71	<u>278,000</u>	<u>296,400</u>	319,100	365,400	409,900
72	<u>278,300</u>	<u>297,200</u>	320,600	366,900	410,500	72	<u>279,400</u>	<u>297,700</u>	320,600	366,900	410,500
73	<u>279,500</u>	<u>298,400</u>	321,400	368,100	411,000	73	<u>280,400</u>	<u>298,900</u>	321,400	368,100	411,000
74	<u>280,700</u>	<u>299,900</u>	323,000	369,300	411,400	74	<u>281,600</u>	<u>300,300</u>	323,000	369,300	411,400
75	<u>282,000</u>	<u>301,400</u>	324,500	370,600	411,900	75	<u>282,900</u>	<u>301,600</u>	324,500	370,600	411,900
76	<u>283,000</u>	302,900	326,200	371,900	412,400	76	<u>283,900</u>	302,900	326,200	371,900	412,400
77	<u>284,100</u>	303,800	328,000	373,200	412,900	77	<u>285,000</u>	303,800	328,000	373,200	412,900
78	<u>285,300</u>	305,300	329,700	374,400	413,400	78	<u>286,200</u>	305,300	329,700	374,400	413,400
79	<u>286,500</u>	306,500	331,300	375,600	414,000	79	<u>287,300</u>	306,500	331,300	375,600	414,000
80	<u>287,500</u>	308,000	333,000	376,900	414,500	80	<u>288,000</u>	308,000	333,000	376,900	414,500
81	<u>288,700</u>	309,300	334,700	378,100	414,900	81	<u>289,200</u>	309,300	334,700	378,100	414,900
82	<u>289,900</u>	310,800	336,400	379,300	415,500	82	<u>290,300</u>	310,800	336,400	379,300	415,500
83	<u>291,200</u>	311,900	338,000	380,400	416,000	83	<u>291,400</u>	311,900	338,000	380,400	416,000
84	292,500	313,300	339,700	381,600	416,200	84	292,500	313,300	339,700	381,600	416,200
85	293,600	314,200	341,100	382,700	416,500	85	293,600	314,200	341,100	382,700	416,500
86	294,800	315,700	342,600	383,300	417,000	86	294,800	315,700	342,600	383,300	417,000
87	295,700	317,000	344,200	383,800	417,300	87	295,700	317,000	344,200	383,800	417,300
88	296,900	318,500	345,700	384,400	417,600	88	296,900	318,500	345,700	384,400	417,600
89	297,900	320,000	347,000	385,000	417,900	89	297,900	320,000	347,000	385,000	417,900
90	299,200	321,600	348,200	385,600	418,300	90	299,200	321,600	348,200	385,600	418,300
91	300,300	323,000	349,500	386,200	418,700	91	300,300	323,000	349,500	386,200	418,700
92	301,500	324,500	350,800	386,800	419,100	92	301,500	324,500	350,800	386,800	419,100
93	302,000	325,800	352,200	387,100	419,400	93	302,000	325,800	352,200	387,100	419,400
94	303,300	327,100	353,700	387,600	419,800	94	303,300	327,100	353,700	387,600	419,800
95	304,400	328,500	355,300	388,300	420,200	95	304,400	328,500	355,300	388,300	420,200
96	305,700	329,800	356,800	388,800	420,600	96	305,700	329,800	356,800	388,800	420,600
97	306,800	331,000	358,100	389,200	420,900	97	306,800	331,000	358,100	389,200	420,900
98	308,000	332,400	359,300	389,600	421,300	98	308,000	332,400	359,300	389,600	421,300
99	309,200	333,700	360,400	390,200	421,700	99	309,200	333,700	360,400	390,200	421,700
100	310,500	335,000	361,600	390,700	422,100	100	310,500	335,000	361,600	390,700	422,100
101	311,700	336,400	362,700	391,100	422,400	101	311,700	336,400	362,700	391,100	422,400
102	312,700	337,300	363,800	391,600	422,800	102	312,700	337,300	363,800	391,600	422,800
103	313,800	338,400	364,900	392,200	423,200	103	313,800	338,400	364,900	392,200	423,200
104	314,800	339,600	366,200	392,700	423,600	104	314,800	339,600	366,200	392,700	423,600
105	315,600	340,700	367,400	393,000	423,800	105	315,600	340,700	367,400	393,000	423,800
106	316,200	341,800	367,900	393,400		106	316,200	341,800	367,900	393,400	

	107	316,800	342,800	368,500	393,900			107	316,800	342,800	368,500	393,900		
	108	317,500	344,000	369,100	394,200			108	317,500	344,000	369,100	394,200		
	109	318,000	345,200	369,700	394,500			109	318,000	345,200	369,700	394,500		
	110	318,500	346,200	370,200	395,000			110	318,500	346,200	370,200	395,000		
	111	319,000	347,200	370,700	395,500			111	319,000	347,200	370,700	395,500		
	112	319,600	348,100	371,200	396,000			112	319,600	348,100	371,200	396,000		
	113	320,400	349,000	371,600	396,300			113	320,400	349,000	371,600	396,300		
	114	321,200	349,900	372,000	396,800			114	321,200	349,900	372,000	396,800		
	115	321,900	350,900	372,600	397,300			115	321,900	350,900	372,600	397,300		
	116	322,600	351,900	373,100	397,800			116	322,600	351,900	373,100	397,800		
	117	323,200	352,900	373,500	398,100			117	323,200	352,900	373,500	398,100		
	118	324,000	353,400	374,000	398,600			118	324,000	353,400	374,000	398,600		
	119	324,700	354,000	374,600	399,100			119	324,700	354,000	374,600	399,100		
	120	325,500	354,700	375,100	399,700			120	325,500	354,700	375,100	399,700		
	121	326,100	355,000	375,300	400,100			121	326,100	355,000	375,300	400,100		
	122	326,400	355,400	375,800	400,600			122	326,400	355,400	375,800	400,600		
	123	326,900	355,900	376,300	401,000			123	326,900	355,900	376,300	401,000		
	124	327,400	356,300	376,700	401,500			124	327,400	356,300	376,700	401,500		
	125	327,700	356,700	377,300	401,900			125	327,700	356,700	377,300	401,900		
	126		357,100	377,800				126		357,100	377,800			
	127		357,600	378,300				127		357,600	378,300			
	128		358,000	378,800				128		358,000	378,800			
	129		358,400	379,100				129		358,400	379,100			
	130		358,800	379,600				130		358,800	379,600			
	131		359,200	380,100				131		359,200	380,100			
	132		359,600	380,600				132		359,600	380,600			
	133		359,800	380,900				133		359,800	380,900			
	134		360,300	381,400				134		360,300	381,400			
	135		360,700	381,800				135		360,700	381,800			
	136		361,000	382,200				136		361,000	382,200			
	137		361,300	382,500				137		361,300	382,500			
	138		361,700	383,000				138		361,700	383,000			
	139		362,200	383,500				139		362,200	383,500			
	140		362,700	384,000				140		362,700	384,000			
	141		363,000	384,300				141		363,000	384,300			
	142		363,500					142		363,500				
	143		364,000					143		364,000				
	144		364,500					144		364,500				
	145		364,800					145		364,800				
再任用職員		243,700	255,500	259,600	291,200	307,800		再任用職員		243,700	255,500	259,600	291,200	307,800
～（略）～							～（略）～							
備考 改正部分は、下線の部分である。														

第2条 陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（勤勉手当） 第21条 、、（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属す	（勤勉手当） 第21条 、、（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属す

る次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 \ \ \ （略）	る次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 \ \ \ （略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（給与条例の適用除外等） 第8条 \ \ \ （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 別表第1（第7条関係） 特定任期付職員給料表 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>378,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td>426,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>476,000</td></tr> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>378,000</u>	2	426,000	3	476,000	（給与条例の適用除外等） 第8条 \ \ \ （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 別表第1（第7条関係） 特定任期付職員給料表 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>379,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td>426,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>476,000</td></tr> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>379,000</u>	2	426,000	3	476,000
号給	給料月額																				
	円																				
1	<u>378,000</u>																				
2	426,000																				
3	476,000																				
号給	給料月額																				
	円																				
1	<u>379,000</u>																				
2	426,000																				
3	476,000																				

4	5 3 8, 0 0 0	4	5 3 8, 0 0 0
5	6 1 3, 0 0 0	5	6 1 3, 0 0 0
6	7 1 6, 0 0 0	6	7 1 6, 0 0 0
7	8 3 7, 0 0 0	7	8 3 7, 0 0 0

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与条例の適用除外等) 第8条 、、、(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 、、、(略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び陸前高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第26号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）と、給与条例第18条の2第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(陸前高田市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 陸前高田市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第5条 、、、(略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u> _____を乗じて得た額に、基準	(期末手当) 第5条 、、、(略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準

日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、（略）	日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第6条 陸前高田市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第5条 、、、（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、（略）	（期末手当） 第5条 、、、（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは、改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給与の額） 第3条 、、、（略） 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	（給与の額） 第3条 、、、（略） 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第8条 陸前高田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与の額) 第3条 、、、(略) 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	(給与の額) 第3条 、、、(略) 2 前条第1項の通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第19号)第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1から別表第3までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

議案第 8 号

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 19 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 市長は、市の行政組織に関する条例、規則及び市の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに前条第3項の規定による職務の分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 2及び3 、、、(略) 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。 5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 、、、(略) 7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。 8～10 、、、(略) 11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。	(初任給、昇格、昇給等の基準) 第5条 市長は、市の行政組織に関する条例、規則及び市の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに前条第2項の規定による職務の分類に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。 2及び3 、、、(略) 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。 5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。 6 、、、(略) 7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。<u>この場合において、60歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 8～10 、、、(略) 11 陸前高田市定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年条例第 号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務</u>

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者

の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条の5 、、、（略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運

職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務

の承認を受けた職員

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例

第2条第2項の

規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第10条の5 、、、（略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運

賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）並びに陸前高田市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年条例第21号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～セ 、、、（略）

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 、、、（略）

（期末手当）

第20条 、、、（略）

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 、、、（略）

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の115」とあるのは「100分の67.5」とする。

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日

賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）並びに陸前高田市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年条例第21号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～セ 、、、（略）

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 、、、（略）

（期末手当）

第20条 、、、（略）

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 、、、（略）

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日

前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員

 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 \ \ \ （略）

（特定の職員についての適用除外）

第23条の2 第9条、第10条、第10条の2から第10条の4まで 、第10条の6、第11条の2及び第11条の3の規定は、再任用職員 には適用しない。

2 \ \ \ （略）

附 則

1～20 \ \ \ （略）

前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務

職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務

職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 \ \ \ （略）

（特定の職員についての適用除外）

第23条の2 第5条第3項から第10項まで、第9条から第10条の4まで、第10条の6、第11条の2及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 \ \ \ （略）

附 則

1～20 \ \ \ （略）

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が

60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項及び第31項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医療職給料表の適用を受ける職員

(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号）第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適

用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第23項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

28 育児短時間勤務職員等に対する附則第21項、第23項及び第24項の規定の適用については、附則第21項中「）とする」とあるのは「）に算出率を乗じて得た額とする」と、附則第23項中「達しない」とあるのは「算出率を乗じて得た額に達しない」と、「基礎給料月額と」とあるのは「基礎給料月額に算出率を乗じて得た額と」と、附則第24項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額に算出率を乗じて得た額」とする。

29 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

30 附則第21項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第3項の規定に基づき勤務している職員には適用しない。

31 単純労務者の特定日以後の給料の特例は、附則第21項、第23項、第25項及び第26項の規定を基準として、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
～（略）～							
再任用職員	～（略）～						

～（略）～

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
～（略）～							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	～（略）～						

～（略）～

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職 員 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
～ (略) ～						
再 任 用 職 員	～ (略) ～					

～ (略) ～

別表第 3 (第 4 条関係)

消防職給料表

職 の 分	員 区	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
～ (略) ～							
再 任 用 職 員	～ (略) ～						

～ (略) ～

職 員 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
～ (略) ～						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	～ (略) ～					

～ (略) ～

別表第 3 (第 4 条関係)

消防職給料表

職 員 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
～ (略) ～						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	～ (略) ～					

～ (略) ～

備考 改正部分は、下線の部分である。

(陸前高田市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 陸前高田市職員の分限についての手続及び効果に関する条例 (昭和 3 0 年条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(降任、免職及び休職の手続) 第 2 条 、、、 (略) 2 職員の意に反する降任、若しくは 免職又は休職の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 附 則 1 及び 2 、、、 (略)	(降任、免職及び休職の手続) 第 2 条 、、、 (略) 2 職員の意に反する降任<u>(法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。)</u>、免職又は休職の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 附 則 1 及び 2 、、、 (略) <u>3 当分の間、次の各号に掲げる規定又は規定による定めによる降給を行う場合は、規則又は任命権者の定めるところにより、当該職員に当該各号の規定又は規定による定め</u>の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。 (1) <u>陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 3 2 年条例第 1 9 号) 附則第 2 1 項又は同条例第 2 7 条に規定する単純労務者に係る同条例附則第 3 1 項の規定による定め</u> (2) <u>陸前高田市水道事業に従事する企業職員の</u>

	給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第6号）附則第3項の規定による定め
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 陸前高田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第41号）第3条及び第4条の規定による報酬に限る。）の10分の1以下を減ずるものとする。 _____ _____ _____	（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第41号）第3条及び第4条の規定による報酬に限る。）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（陸前高田市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 陸前高田市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2及び3 、、、（略） （<u>再任用職員</u>についての適用除外） 第19条 第5条、第6条、第6条の2及び第7条の2の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。 附 則 1及び2 、、、（略）	（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2及び3 、、、（略） （<u>特定の職員</u>についての適用除外） 第19条 第5条、第6条、第6条の2及び第7条の2の規定は、<u>陸前高田市定年再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年条例第 号）第2条の規定に基づき</u>採用された職員には適用しない。 附 則 1及び2 、、、（略） <u>3 当分の間、職員（市長が定める職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4</u>

	月 1 日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額、<u>陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 19 号）附則第 21 項の規定による給料月額を基準として、市長が定めるものとする。</u> 4 <u>地方公務員法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、市長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例附則第 23 項及び第 24 項の規定を基準として市長が定める方法により算出した額を給料として支給する。</u> 5 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 3 項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> 6 <u>前 2 項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 3 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 4 年条例第 号。以下「整理条例」という。）第 6 条、第 7 条、第 9 条又は第 10 条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）（整理条例第 9 条又は第 10 条の規定に基づき採用された暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（陸前高田市定

年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和４年条例第 号）第２条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される陸前高田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第４条第１項に規定する給料表（附則第４項において「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、給与条例第５条第２項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第９号）第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、給与条例第５条第２項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第１０条の５の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第２０条第３項の規定を適用する。
- 7 改正後の給与条例第２１条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは整理条例第６条、第７条、第９条又は第１０条の規定に基づき採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」

とする。

- 8 給与条例第5条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第9条、第10条、第10条の4、第11条、第11条の3並びに改正後の給与条例第5条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、規則で定める。

議案第 9 号

陸前高田市体育交流施設条例の一部を改正する条例

陸前高田市体育交流施設条例（平成 29 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市高田松原運動公園第一サッカー場における夜間照明灯の整備に伴い、夜間照明設備の使用料を設定するとともに、所要の改正をしようとして提案するものである。

陸前高田市体育交流施設条例の一部を改正する条例

陸前高田市体育交流施設条例（平成２９年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

改 正 前					改 正 後					
別表第４（第１０条関係） 陸前高田市高田松原運動公園使用料					別表第４（第１０条関係） 陸前高田市高田松原運動公園使用料					
区分			単位	普通使用料	区分			単位	普通使用料	
～（略）～					～（略）～					
第一 サ ッ カ ー 場 及 び 第 二 サ ッ カ ー 場	～（略）～				第一 サ ッ カ ー 場 及 び 第 二 サ ッ カ ー 場	～（略）～				
	設備	移動式電光得点板	1 日	1,000		設備	夜間照明設備 (第一 サッカー場の み)	4 基	1 時間	2,000
							2 基	1 時間	1,000	
							移動式電光得点板	1 日	1,000	
～（略）～					～（略）～					
備考 1 及び 2 \ \ \ （略） 3 第一サッカー場及び第二サッカー場を 半面使用する場合の使用料の額は、それ ぞれ普通使用料の額に 1 0 0 分の 5 0 を 乗じた額とする。 _____ _____ 4 及び 5 \ \ \ （略）					備考 1 及び 2 \ \ \ （略） 3 第一サッカー場及び第二サッカー場を 半面使用する場合の使用料の額は、それ ぞれ普通使用料の額に 1 0 0 分の 5 0 を 乗じた額とする。 <u>ただし、設備に係る使</u> <u>用料を除く。</u> 4 及び 5 \ \ \ （略）					
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この条例は、令和５年１月４日から施行する。

議案第 10 号

陸前高田市個人情報保護法施行条例

陸前高田市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めようとして提案するものである。

陸前高田市個人情報保護法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 開示請求（第3条―第5条）

第3章 陸前高田市個人情報保護審査会（第6条―第19条）

第4章 雑則（第20条―第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに消防長をいう。
- (2) 諮問実施機関 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

第2章 開示請求

（開示決定等の期限）

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表のとおりとする。

2 既納の手数料は、還付しない。

3 実施機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該実施機関が定める方法により納付しなければならない。

第3章 陸前高田市個人情報保護審査会

(設置)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、陸前高田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第7条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第8条 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第9条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

(審査会の調査権限)

- 第11条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第17条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第12条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第11条第1項の規定により提示された保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第12条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第15条 審査会は、第11条第3項若しくは第4項又は第13条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に

送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第16条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第17条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（審査会の庶務）

第18条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（会長への委任）

第19条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 雑則

（審査会への諮問）

第20条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(2) 前号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(補則)

第 2 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第 2 2 条 審査会の委員又はかつて委員だった者が第 8 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(陸前高田市個人情報保護条例の廃止)

2 陸前高田市個人情報保護条例（平成 1 9 年条例第 1 2 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(陸前高田市情報公開条例の一部改正)

3 陸前高田市情報公開条例（平成 1 6 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、 <u>消防本部</u> 及び議会をいう。 (2) 、 、 、（略） <u>(費用負担)</u> 第 1 8 条 <u>開示請求を行い、文書又は図面の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u> 2 <u>開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。</u>	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、 <u>消防長</u> 及び議会をいう。 (2) 、 、 、（略） <u>(開示請求に係る手数料の徴収等)</u> 第 1 8 条 <u>第 1 6 条第 1 項の規定による開示の実施を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。</u> 2 <u>既納の手数料は、還付しない。</u>

(委員)
 第24条 、、、(略)
 2 委員の任期は、2年とする。ただし、
 欠員が生じた場合における補欠委員の任期
 は、前任者の残任期間とする。
 3～5 、、、(略)
 (提出資料の写しの送付等)
 第31条 、、、(略)
 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に
 提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記
 録にあっては、記録された事項を審査会が定
 める方式により表示したものの閲覧)を求め
 ることができる。この場合において、審査会
 は、第三者の利益を害するおそれがあると認
 めるときその他正当な理由があるときでなけ
 れば、その閲覧を拒むことができない。
 3及び4 、、、(略)
 (補則)
 第41条 、、、(略)

3 実施機関の開示決定に基づき行政文書の開
 示を受ける者は、送付に要する費用を納付し
 て、行政文書の写し等の送付を求めることが
 できる。この場合において、当該送付に要す
 る費用は、当該実施機関が定める方法により
 納付しなければならない。

(委員)
 第24条 、、、(略)
 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、
 欠員が生じた場合における補欠委員の任期
 は、前任者の残任期間とする。
 3～5 、、、(略)
 (提出資料の写しの送付等)
 第31条 、、、(略)
 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に
 提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記
 録にあっては、記録された事項を審査会が定
 める方法により表示したものの閲覧)を求め
 ることができる。この場合において、審査会
 は、第三者の利益を害するおそれがあると認
 めるときその他正当な理由があるときでなけ
 れば、その閲覧を拒むことができない。
 3及び4 、、、(略)
 (補則)
 第41条 、、、(略)
 別表(第18条関係)

<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>金額</u>
1 <u>複写機による写 しの交付(日本産 業規格A列3番の 大きさまでのもの に限る。)</u>	白 黒	1 枚 に つ き	10円 (両面に 複写した 場合に あ つては、 20円)
	カ ラ 二	1 枚 に つ き	50円 (両面に 複写した 場合に あ つては、 100 円)
2 <u>1に掲げる以外の写し の交付</u>		1 枚 に つ き	当該写し の作成に 要する費 用に相当 する額
3 <u>電磁的記録の複製物 (電磁的記録媒体(電磁 的記録であつて、電子計 算機による情報処理の用</u>		1 部 に つ	当該複製 物の作成 に要する 費用に相

	に供されるものに係る記録媒体をいう。)に複製した複製物をいう。)の交付	き	当する額
	4 閲覧、視聴、不開示決定等	二	無料
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(経過措置)

- 4 次に掲げる者に係る旧条例第8条及び第9条第3項の規定によるその業務に関して知り得た個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務は、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は附則第2項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 附則第2項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 5 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第11条、第26条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第52条第1項の規定により設置された陸前高田市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第8条第1項による委嘱を受けたものとみなす。
- 7 市長は、施行日前においても、第8条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 8 附則第2項の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同項の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第54条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 9 施行日前に旧条例の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 10 附則第2項の規定の施行前にした行為に対する旧条例第72条の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（個人情報（死者に関するものを除く。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第4項第2号に掲げる者
- 12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報（旧条例の規定による個人情報をいう。）で行政文書に記録されているものを附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 13 附則第8項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 14 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

別表（第5条関係）

区分		単位	金額
1 複写機による写しの交付（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 （両面に複写した場合 にあつては、20円）
	カラー	1枚につき	50円 （両面に複写した場合 にあつては、100 円）
2 1に掲げる以外の写しの交付		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額
3 電磁的記録の複製物（電磁的記録媒体（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複製した複製物をいう。）の交付		1部につき	当該複製物の作成に要する費用に相当する額
4 閲覧、視聴、不開示決定等		—	無料

議案第 11 号

陸前高田市定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例

陸前高田市定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定めようとして提案するものである。

陸前高田市定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定に基づき、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の採用)

第2条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第24号。以下「定年条例」という。）第2条に規定する定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年条例第3条第1項に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の

前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における定年相当年齢が同条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下「原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに年齢60年以上退職者となった者（基準日前から定年条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、第2条の規定に基づき採用することができず、原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

議案第 12 号

陸前高田市森林環境譲与税基金条例

陸前高田市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

陸前高田市長 戸 羽 太

提案理由

陸前高田市森林環境譲与税基金を設置しようとして提案するものである。

陸前高田市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、陸前高田市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的に反しない範囲において、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。